

住んで、触れて、学ぶ。「地域高2留学」

ガイドライン（学校間で確認すべき事項）

0. はじめに

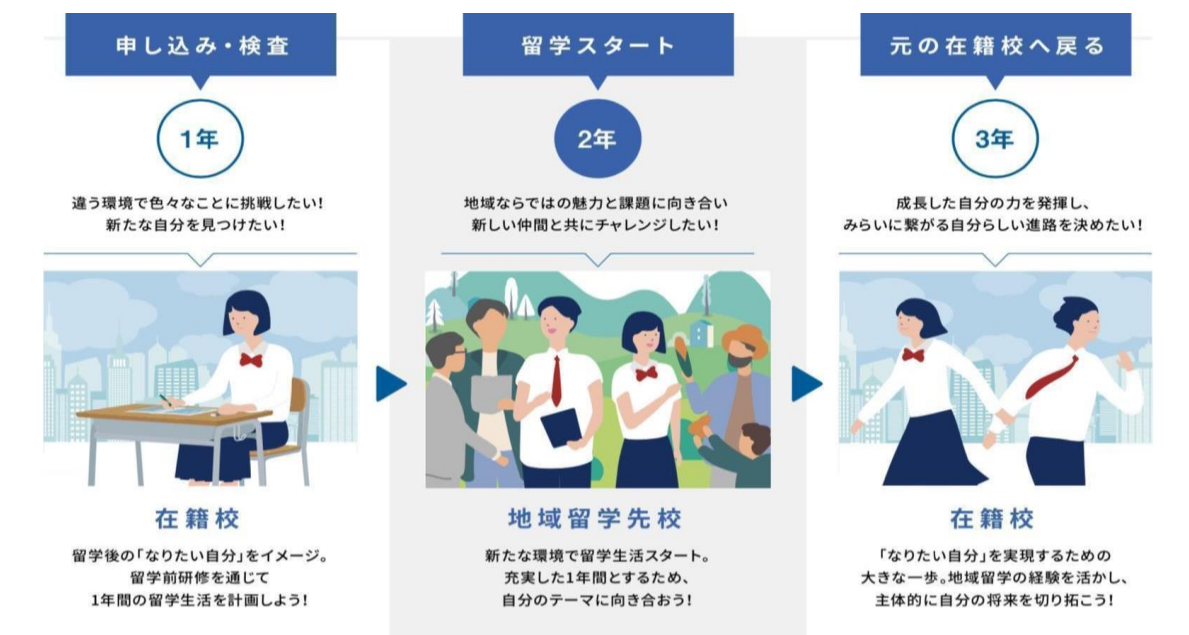
本ガイドラインは、**教員の皆様を対象に**、生徒が安心して「地域高2留学」にチャレンジできるよう、応募までに必要な確認・調整や手続きをはじめ、来年4月の留学開始までに必要となる事柄についてまとめたものです。

貴校の生徒が本プログラムへ参加を希望された際には、教員の皆様におかれましては、**留学候補校への連絡に始まり、履修計画の確認から応募に至るまで、様々な場面でご対応いただくこととなります**。地域高2留学事務局（株式会社読売広告社）としても精一杯サポートさせていただきますので、生徒のチャレンジを実現させるため、ご協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

1. 地域高2留学について

「地域高2留学」は、内閣府の「高校生の地域留学の推進のための高校魅力化支援事業」として2020年度に、学校教育法施行規則第97条に基づく学校間連携制度を活用したプログラムとしてスタートしました。高校2年生の1年間を異なる地域の高校で過ごす国内留学であり、その地域ならではの魅力的な高校生活を送れるよう、地域・高校が丸となって生徒をサポートします。

2年生時の1年間留学をするプログラムです！



生徒が入学した高校（以下、「在籍校」）に籍を置いたまま、2 年次に別の地域に留学し、3 年次に在籍校に戻り卒業するためには、学校教育法施行規則第 97 条に基づく学校間連携制度を活用し、留学先校で学んだ科目等の単位を在籍校で認定する必要があります。そのためには、在籍校と留学先校の間で、事前に学習評価や履修のほか、費用、安全配慮などについての確認・調整が求められます。

【学校間連携制度とは】 高等学校学習指導要領総則の解説より

学校間の協議により、自校の生徒が他校において一部科目を履修することを可能とし、他校で修得した科目の単位数を、生徒の在学する高等学校が定めた卒業に必要な単位数のうちに加えることができることとするものである。自校には設けられていない専門教科・科目や他校の学校設定教科・科目などの履修が可能となり、生徒の選択の幅を拡大することができる。この制度は、自校の全日制の課程と定時制の課程又は通信制の課程との間において相互に併修する場合についても適用される。

この学校間の調整は、地域高2 留学事務局がその媒介者となり、必履修科目を中心とした教育課程のマッチングを学校間で確認し、応募していただく流れとなります。

留学の検討を進めたいと生徒から相談がありましたら、在籍校の校長・副校長/教頭・教務主任の先生方は**専用メールアドレス**（support@kouniryugaku.jp）に、ご一報をお願いいたします。本ガイドラインの記載事項を含め、事務局から以降に必要な手続きについてご連絡させていただきます。より詳しくは、ウェブサイト（<https://www.kouniryugaku.jp/guidebook/>）をご確認ください。

なお、以降に生じる、留学先の候補校への問い合わせや連絡については、原則として、生徒・保護者からではなく、在籍校の校長・副校長/教頭・教務主任から一本化して行っていただきますようお願いいたします。

2. 両校での確認・調整事項について

在籍校と留学先校とで確認・調整が必要となるのは主に以下「2－1.」から「2－4.」の4つの事項です。確認・調整は、留学先校から積極的にご提案を行い、ご不明点については地域高2 留学事務局がサポートに入るなど、在籍校に過度な負担がかからないように配慮いたします。

2－1. 履修計画の確認

生徒が留学先校で修得した単位は、36 単位を上限として、在籍校において卒業に必要な単位数に加えることが可能です。生徒が3 年間で在籍校を卒業することができるよう、3 年間を通した履修計画を両校で確認・調整してください。（※「3 年間で卒業することが前提でなければ、必ずしも留学することができない」ということではありません。）

一番肝心なことは、在籍校の「卒業の認定にかかる規程」等の確認です。

各学校の規程において、各学年の課程の修了の認定や卒業の認定、学校間連携制度の活用に関して、どのように定められているかをご確認ください。学校間連携に関しては、制度を活用した際

に、自校の卒業単位数に加えることができる単位数について、学校教育法施行規則第96条及び同規則第99条とは別に、学校において独自の制約を設けている場合があり、そのような規定の有無についても確認をお願いいたします。規程の内容によっては、新たな規定を設けることを含めて、その見直しが必要になる場合もあります。

卒業の認定に関しては、実例として、必修科目が修得できなくても履修がされていれば卒業が認定可能な学校もあれば、必修科目の全ての修得が必要とされている学校もあります。時間割上、必修科目となっても、学校の規定上、それら全ての修得が必要であるとは限りません。卒業に必要な単位数も学校が定めるものですので、各校ごとに確認が必要です。

【学科の異なる留学を検討する場合の留意点】

専門学科の専門科目の標準単位数については、それぞれの設置者が定めることになっています。異なる学科に留学する生徒については、留学先で学んだ教科が、在籍校の専門科目の単位数として加算できるかの確認が必要となります。設置者が学校と別にある場合、各学校でのご判断が難しいときは、各学校の設置者と協議していただくことを推奨します。

まず、ウェブサイト (<https://www.kouniryugaku.jp/guidebook/>) で公開する「在籍校検討用資料／留学先校教育課程表」を確認し、在籍校の教育課程と比較してください。その際、在籍校の2年次に設定されている科目が留学先校において開設されていないなど、卒業に必要な科目を留学先校で履修できないケースも当然に想定されます。

こうした場合には、

- ① 留学先校において、当該科目を新たに開設する、既に開設されている場合は異学年とともに当該科目を履修させる、当該生徒に対し、当該科目に関する補習を行うなどの方法により、地域高2留学の期間中に当該科目の履修を認める（留学先校により対応可否が異なります。）
- ② 在籍校において、異学年とともに当該科目を履修させる、当該生徒に対し、当該科目に関する補習を行うなどの方法により、地域高2留学の終了後に当該科目の履修を認める
- ③ 生徒が通信制課程との学校間連携を別途行い、必要な教科・科目の履修を行う

などの対応が考えられます。

逆に、1年次に在籍校で履修済みの科目が留学先校の2年次に必修科目として設定されている場合もあります。この場合、履修済みの教科・科目の時間帯を、通信制で履修する教科・科目を勉強する時間に充てるなど、留学生の負担を軽減することも考えられます。（留学先校によって対応可否が異なります。）

なお、在籍校が通信制高校や単位制高校であれば、留学期間中も在籍校の科目を履修することが可能な場合や、3年次に履修する教科・科目の計画を変更することにより対応することが可能な場合も考えられます。また、在籍校が全日制又は定時制の課程であり、特別の事情を有する生徒として、教育上有益と認めるときは、高等学校は授業に代えて通信教育を行うことが可能です。この場合、令和6年2月13日付け「高等学校等における多様な学習ニーズに対応した柔軟で質の高い学びの実現について（通知）」（5文科初第2030号）の留意事項等についてもご確認の上、適切に実施ください。

なお、学校設定教科・科目については、在籍校と留学先校の間で、「同様の内容であっても名称が異なる」または「名称が同じでも内容が異なる」ことがありますので、履修する上で、その内容等を事前に確認しておく必要があります。

様々なケースが想定されますが、どのような場合にあっても、生徒に過度な負担がかかることなく、留学先校での生活や学習の環境が整い、地域高2留学が生徒にとって有意義な経験となるよう、**両校で確認・調整**いただきますようお願いいたします。

2-2. 学習評価及び指導要録の記載

留学先校では、留学期間の出欠状況や履修した教科・科目の学習状況、単位の修得状況を記録した書類を在籍校に送付します。在籍校は、送付された書類を指導要録と一緒に保管するとともに、指導要録の備考欄に、生徒が学校間連携制度を活用した留学先校及び通信制高校（生徒が2-1③の方法により別途一部の科目の履修を行った場合に限り。）の名称、並びにそれぞれの学校との学校間連携によってどの教科・科目を履修・修得したのか、留学中の出欠状況等も明記します。（指導要録の様式や記載の方法などは、教育委員会や在籍校の判断になります。）

必要に応じて、在籍校の参考となるよう、留学先校が生徒の学習状況等について記録し、これを在籍校に伝達することが考えられます。必要な情報や伝達の頻度などについては、あらかじめ両校で確認・調整を行ってください。

例えば、

- ・ 留学先校での学習の成果の記録の方法
- ・ 在籍校への伝達の方法、頻度
- ・ 生徒自身から在籍校への成果発表の機会の設定

などについても調整いただき、生徒の留学先校での学びが在籍校において適切に引き継がれるよう工夫を行うことも重要です。

なお、指導要録の様式では「留学」の欄が設けられていますが、これは海外への留学を行った際に記入する欄であり、地域高2留学には適用されませんのでご注意ください。

2-3. 徴収する費用

地域高2留学においては、二重に授業料を負担することのないよう、留学先校での授業料は徴収いたしません。留学時の在籍校における授業料等の扱いについては、規程等に基づき各校でご判断いただきますようお願いいたします。

寮費や食費などの生活費に加え、留学先校で生徒が様々な活動を行うことに伴う学校行事等への参加費は、生徒が応益の範囲で負担する必要があります。2年次に在籍校で徴収する予定の費用のうち、地域高2留学への参加により不要となるものについては徴収しないこととするなど、生徒・保護者の経済的負担に配慮し、両校で1年間の費用の徴収のあり方について調整した上で保護者とも確認を行ってください。

また、生徒会費やPTA会費等、学校だけでは決定することのできない経費もございます。それらについても、在籍校と留学先校の双方が、決定について支援をいただきますようお願いいたします。

なお、高等学校等就学支援金及び高校生等奨学給付金については、地域高2留学の期間中も引き続き受給することが可能です。高等学校等就学支援金は在籍校の所在地での申請、また、高校生等奨学給付金は保護者の住所地での申請となるため、地域高2留学の期間中の受給申請の方法等について、在籍校と保護者の間で受給申請の方法等を確認する必要があることにもご留意ください。

2-4. 生徒の安全配慮

地域高2留学期間中の生徒の安全配慮の体制が曖昧にならないよう、

- ・ 健康情報の引継ぎや管理方法
- ・ 緊急時の両校間及び保護者との連絡方法
- ・ 保険の加入状況

などについて、両校で確認・調整をお願いいたします。

なお、在籍校で独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「JSC」という。）の災害共済給付制度に加入している場合、留学先校での教育活動も、この制度による給付の対象となる範囲として扱うことができます。ついては、実際の請求手続きは在籍校が行うことになるため、両校は留学中の生徒が不利益を被ることがないように、十分に連携する必要があります。具体的には、留学中の生徒が学校の管理下で負傷した場合、災害の概要や対応状況等について、遅滞なく都度、留学先校は在籍校に連絡し、生徒が治癒するまで継続して必要な配慮を行う必要があります。また、給付金の請求手続きに必要な災害報告書や各種の必要書類等の郵送手続きについても連携して行う必要があります。

例えば、下記に示す活動等を行う中で災害が発生した場合には在籍校の管理下の災害として取り扱うことを確認・合意するようにしてください。

- 1 学校間連携を適用する「地域高2留学」で計画された履修科目
- 2 1以外の教育課程（教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動）
- 3 教育計画に基づく課外指導
- 4 休憩時間中
- 5 通学中
- 6 留学先校が管理する寄宿舍にあるとき

また、給付金支払の請求がなされた場合、JSCは発生した災害について災害共済給付の対象と認めるかどうかを審査します。留学中の生徒と留学先校に在籍する生徒を等しく取扱うためには、災害共済給付の対象となる災害の範囲に対する考え方について、同様に扱う旨を明記しておく必要があります。

なお、災害共済給付について免責の特約を付した場合の注意点ですが、留学先校において留学中の生徒が被災しそれが訴訟等に発展し、当該災害について留学先校が損害賠償の責めに任ずる場合であっても、当該災害は在籍校での災害となるため、免責の特約を利用できるのは在籍校の設置者となることを確認しておく必要があります。

免責特約の詳細についてはJSC災害共済給付Web
(<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/saigai/seido/tabid/87/Default.aspx>) をご参照下さい。

2-5. 両校間の連携

災害など不慮の事態が起こった場合や、地域高2留学の継続が困難になった場合などに備え、両校間の連絡が密に取れるよう、体制の構築をお願いいたします。

2-6. 留学の中止について

留学生自身または保護者が、留学を継続することができないと判断した際には、「『地域高2留学』中止に関する確認書」を3通作成の上、学校間で取り交わし、留学生自身にも所持してもらうことになります。

3. 留学先校への応募について

応募は、必ず在籍校から行っていただくこととしております。これは、「2. 両校での確認・調整事項について」に記載の確認・調整がなされたことを前提に応募を受け付けるためです。

検査方法や検査日、応募にあたっての条件等は留学先校により異なります。留学校ごとの詳細な応募条件や連絡先については、ウェブサイト (<https://www.kouniryugaku.jp/guidebook/>) の「応募・検査要項」をご確認ください。

3-1. 募集の流れ

1次募集については、以下のスケジュールで行います。（全校共通。）

●募集期間：10月27日（月）～11月7日（金）

希望する留学先校の応募条件を満たしていることを確認の上、留学先校が指定する応募書類を用意し、在籍校から留学先校へ応募してください。第2志望まで応募が可能です。

なお、検査に関する事項や、地域高2留学への参加が決定した場合の事前・事後研修（詳細は「5. 事前・事後研修について」参照）についての連絡を受けるため、留学を希望する生徒の連絡先等について留学先校から地域高2留学事務局へ共有いただく必要があります。その旨、「同意書」の参考書式（ウェブサイト (<https://www.kouniryugaku.jp/guidebook/>) にて公開しています）に記載しておりますので、内容を確認の上、応募の際に提出してください。

●検査期間：11月10日（月）～11月21日（金）



●検査結果通知：11月25日（火）

1次募集の結果について在籍校へ通知（郵送・メール・FAXのいずれか）します。

在籍校は生徒に、同意するか辞退するかを確認の上、11月28日（金）までに留学先校に連絡してください。同意の場合、最終手続きに向けた両校での確認・調整を行っていただくようお願いいたします。



●繰り上げの場合の通知：12月1日（月）～12月5日（金）

在籍校から参加の承諾を受けた生徒が辞退した場合など、繰り上げでの参加が可能となった場合、在籍校へ通知（郵送・メール・FAXのいずれか）します。

生徒に、同意するか辞退するかを確認の上、速やかに在籍校から留学先校へ連絡し、最終手続きに向けた両校での確認・調整を行っていただくよう、お願いいたします。

3-2. 継続募集について

1次募集の状況によっては、留学先校において個別に継続募集を行う場合もあります。継続募集の詳細については、12月上旬にウェブサイト（<https://www.kouniryugaku.jp/>）にてお知らせする予定です。

4. 最終手続きについて

地域高2留学にチャレンジすることが決まったら、生徒が不安なく1年間を過ごすことができるよう、在籍校・留学先校間で調整・確認した事項について「確認書」としてまとめてください。

なお、確認書は両校間で交わすものですが、生徒がより安心してチャレンジすることができるよう、可能な限り生徒にも共有いただきますようお願いいたします。確認書の参考書式は、ウェブサイト（<https://www.kouniryugaku.jp/guidebook/>）にて公表しております。

その他、留学先校ごとに必要となる最終手続き書類が異なりますので、「応募・検査要項」をご確認の上、ご準備をお願いいたします。「推薦書」や「同意書」も、参考書式をウェブサイト（<https://www.kouniryugaku.jp/guidebook/>）にて公開しておりますので、適宜ご活用ください。

5. 事前・事後研修について

地域高2留学の1年間をより実りあるものとするため、地域高2留学事務局主催でチャレンジする生徒向けの研修の開催を予定しています。

詳細については、地域高2留学への参加が確定した後に生徒にお知らせします。地域高2留学にチャレンジする生徒同士がネットワークを構築しながら、1年間の留学が実りあるものとなるよ

う、しっかりと準備をします。地域高2留学での経験が一層生徒の力となり、将来につながるためのサポートをいたします。

6. 参考資料など

- 地域高2留学ウェブサイト (<https://www.kouniryugaku.jp/guidebook/>)

本ガイドブックの他、「応募・検査要項」などを公開しておりますので、確認ください。
また、応募書類（「留学志望理由書」「推薦書」「同意書」）、最終手続き書類（「確認書」）の共通様式・参考様式もダウンロード可能です。

- 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）（抄）

第88条の4 高等学校は、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間高等学校を欠席し引き続き欠席すると認められる生徒、疾病による療養のため又は障害のため、相当の期間高等学校を欠席すると認められる生徒その他特別の事情を有する生徒を対象として、教育上有益と認めるときは、授業に代えて通信教育を行うことができる。

第96条 校長は、生徒の高等学校の全課程の修了を認めるに当たっては、高等学校学習指導要領の定めるところにより、74単位以上を修得した者について行わなければならない。ただし、第85条から第86条までの規定により、高等学校の教育課程に関し第83条又は第84条の規定によらない場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより行うものとする。

3 第1項本文の規定により全課程の修了の要件として修得すべき74単位のうち、次の各号に掲げる単位数の合計数は36を超えないものとする。

一 （略）

二 第88条の4に規定する方法により修得する単位数

三 （略）

第97条 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が当該校長の定めるところにより他の高等学校又は中等教育学校の後期課程において一部の科目又は総合的な探究の時間の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該生徒の在学する高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

2 前項の規程により、生徒が他の高等学校又は中等教育学校の後期課程において一部の科目又は総合的な探究の時間の単位を修得する場合においては、当該他の高等学校又は中等教育学校の校長は、当該生徒について一部の科目又は総合的な探究の時間の履修を許可することができる。

3 （略）

第99条 第97条の規程に基づき加えることのできる単位数及び前条の規程に基づき与えることのできる単位数の合計数36を超えないものとする。

- 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（平成31年3月29日文部科学省初等中等教育局長通知）（抄）

別紙3

〔2〕 指導に関する記録

（7）他の学校において履修した場合の履修の取扱い等

校長が以下のような単位の認定を行った場合等は、履修上の特記事項として、備考欄に記入する。

- 【1】 高等学校学習指導要領（平成 30 年文部科学省告示第 68 号）第 1 章第 2 款 3(2)イ(イ)に基づき、主として専門学科において開設される各教科・科目の履修により必修修教科・科目の一部又は全部に代えることを認める場合
- 【2】 学校教育法施行規則第 97 条に基づき、他の高等学校等において修得した一部の科目の単位について、生徒の在学する高等学校における全課程の修了を認めるに必要な単位数に加えることを認める場合
- 【3】 略
- 【4】 略
- 【5】 略

地域高2留学についてご不明点などがございましたら、
地域高2留学事務局（support@kouniryugaku.jp）までご連絡ください。

地域高2留学ガイドライン

2025年6月9日第二版公開



YOMIKO^Y

本ガイドラインは、内閣府・文部科学省と調整の上で作成したものです。